

東京都立七生特別支援学校管理運営規程

六七特二号
令和6年4月1日
校長決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立七生特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部、保健給食部、支援部、研究部、総務部、ICT部を置く。

- 2 学部
小学部、中学部、高等部を置く。

- 3 各教科等
次の各教科等を置く。

小学部 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、社会性の学習

中学部 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習

高等部 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、道徳、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習

- 4 学校経営会議
学校経営会議を置く。

- 5 企画調整会議
企画調整会議を置く。

- 6 職員連絡会
職員連絡会を置く。

- 7 教科会

次の教科会を置く。

国語・算数／数学、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、職業、家庭、外国語活動・外国語、特別活動（学級活動・ホームルーム活動）、総合的な学習・探求の時間、生活単元学習、社会性の学習、作業学習

8 委員会

学校安全委員会（危機管理委員会）、学校いじめ対策委員会、ホームページ管理運営委員会、学校保健委員会、学校給食運営委員会（食物アレルギー対応委員会）、学校給食調理業務委託連絡会、省エネ委員会、開放事業運営委員会、教科書選定委員会、汚職等防止委員会、防災教育推進委員会、教育課程検討委員会、学校サポートチーム、医療的ケア安全委員会、安全衛生委員会を置く。

9 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。なお、校内に事務局を置く。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、ICT部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 学校経営会議

1 目的

学校経営会議は、校長の補助機関として、学校経営計画に基づく各業務等の実施状況把握及び課題整理を行う。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長とする。ただし校長が認めた場合は主幹教諭、主任を参加させることができる。

3 開催

校長の必要に応じて開催する。

4 校長が召集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭及び校長が必要と認める主任とする。

ただし、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第13 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、職員連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

司会は、主幹教諭とする。

7 記録

記録者は、主幹教諭とする。記録者は、連絡会の要旨を会議録として取りまとめ、連絡会終了後、直ちに会議録を校長に提出し、連絡会の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第14 教科会

1 目的

各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

(1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

(2) 「年間授業計画」に関すること。

(3) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。

(4) 教務部との連絡・調整に関すること。

(5) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

(6) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

常勤の教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教務主任が招集する。

第15 分掌組織図

分掌組織図は、別図のとおりとする。

第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第17 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年5月14日から施行する。

附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。